

文教委員会資料②

2 所管事務の調査（報告）

（1）ひとり親家庭支援施策の再構築について

資料1 ひとり親家庭支援施策の再構築の基本的な考え方（案）に対するパブリック
コメント手続の実施結果について

資料2 ひとり親家庭支援施策の再構築について

こども未来局

（平成30年11月21日）

ひとり親家庭支援施策の再構築の基本的な考え方（案）

（児童扶養手当受給世帯を対象とした市バス特別乗車証交付事業の廃止を含む）

に対するパブリックコメント手続の実施結果について

1 概要

ひとり親家庭の親と子の将来の自立に向けた支援の充実を図るため、支援施策の再構築について基本的な考え方（案）を策定しました。

また、昭和42（1967）年から実施している児童扶養手当受給者を対象とした市バス特別乗車証交付事業については、利用が市バスに限られるなど、ひとり親家庭全体が対象となっているとは言い難い状況にあることから廃止することをお示しました。

このことについて、パブリックコメント手続を実施し、市民の皆様から御意見をいただきましたので、御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題名	ひとり親家庭支援施策の再構築の基本的な考え方（案）について（児童扶養手当受給世帯を対象とした市バス特別乗車証交付事業の廃止を含む）
意見の募集期間	平成30年9月10日（月）～平成30年10月10日（水）
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	（1）市政だより9月1日号掲載、川崎市ホームページ掲載 （2）情報プラザ、各区役所（市政資料コーナー）、支所、母子・父子福祉センターサン・ライヴ、こども家庭課にて資料閲覧 （3）児童扶養手当受給資格者あて郵送
結果の公表方法	（1）川崎市ホームページ掲載 （2）情報プラザ、各区役所（市政資料コーナー）、支所、母子・父子福祉センターサン・ライヴ、こども家庭課にて資料閲覧 （3）児童扶養手当受給資格者あて郵送

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）		41通（90件）
内 訳	電子メール	30通（59件）
	FAX	3通（4件）
	郵送	4通（18件）
	持参	4通（9件）

4 意見の内容と対応

パブリックコメント手続を実施した結果、特別乗車証の廃止に関する御意見のほか、ひとり親家庭支援施策の再構築に関する御意見が寄せられました。

御意見として寄せられたひとり親家庭の生活状況などを踏まえ、基本的な考え方に基づき、市バス特別乗車証交付事業のあり方の見直しを行い、親と子の自立に向けてひとり親家庭支援施策の再構築をまとめてまいります。

【御意見に対する本市の考え方の区分説明】

- A：御意見の趣旨を踏まえ、施策に反映させるもの
- B：御意見の趣旨が施策に沿った意見であるもの
- C：今後の施策・事業を推進する中で参考とさせていただくもの
- D：施策や施策に対する要望の意見であり、施策や施策の内容の考え方等を説明するもの
- E：その他

項目	件数	市の考え方（単位：件）				
		A	B	C	D	E
ひとり親家庭支援施策の基本的な考え方に関する事	2			2		
相談支援の質の向上と効果的な情報提供に関する事	7		3	1	3	
正規就労に向けた就労支援の強化に関する事	6		1		5	
就労を支える子育て支援の充実に関する事	2		1		1	

子どもの自立に向けた切れ目のない支援の実施に関すること	4		1	3		
親と子の自立につながる経済的支援の実施に関すること	18		8		10	
(1) 高校生等通学交通費助成制度の創設	12		4		8	
(2) ひとり親家庭等医療費助成の所得制限の緩和	6		4		2	
児童扶養手当受給世帯を対象とした市バス特別乗車証交付事業の廃止について	31		5	16	10	
その他	20				3	17
合計	90		19	22	32	17

具体的な御意見の内容と市の考え方については、次ページ以降を御参照ください。

5 市民意見(要旨)と意見に対する市の考え方

ひとり親家庭支援施策の基本的な考え方に関すること

番号	意見	意見に対する市の考え方	市の考え方の区分
1	<p>ひとり親家庭への支援は、親よりも子どもに対する支援が必要であり、教育の現場との連携も重要である。</p> <p>父子家庭はさらに苦労しているはずなので、実態の把握を急いで欲しい。</p> <p>親の精神面での不調や増加傾向にある子どもの発達障害への対応が必要である。</p> <p>貧困の連鎖を断ち切る取組が重要である。</p> <p>養育費の確保の問題や企業のひとり親家庭に対する理解の不足について、対応が必要である。</p>	<p>この度のひとり親家庭支援施策の再構築においては、親と子の将来の自立に向けた支援を行うことを主な目標とし、特に貧困の連鎖を断ち切るために、子どもに対する支援を重点化してまいりたいと考えています。</p> <p>ひとり親家庭は仕事と子育てを一人で担うことから肉体的にも精神的にも負担が大きく、また、親の就業状況や健康状態、子どもの年齢や発達等の状況により抱える課題も多様であることから、関係機関が連携し、きめ細やかな支援を行うことが大切であると考えます。</p> <p>父子家庭を含むひとり親家庭の実態調査については、平成26年度に「ひとり親家庭生活・就労状況実態調査」を実施いたしました。今後もひとり親家庭を取り巻く環境や状況の把握を行い、施策の充実に取り組んでまいります。</p> <p>また、ひとり親家庭の自立に向けては、養育費の確保に向けた相談支援やひとり親家庭の親が働きやすい環境整備に向けて企業への啓発等が必要であると考えています。</p>	C
2	<p>父子家庭の総所得平均が記載されておらず資料が不十分である。</p> <p>離婚した場合の子どもの養育は、親権の有無にかかわらず、両親の責任であり、子どもを監護していない親もその費用を負担しなければならない。したがって、ひとり親家庭に対する公的な支援の必要性は理解するが、その前に親が自らの責任を果たすべきである。</p> <p>今回の政策には具体的な支援が乏しい。</p>	<p>離婚に際し、養育費の取り決め率が低いことは、扶養義務の観点からも課題であり、離婚前からの養育費確保の支援として、母子・父子福祉センターサン・ライヴにおいて、弁護士による法律相談や支援セミナー等を実施しています。</p> <p>この度は、ひとり親家庭支援施策を再構築するにあたり基本的な考え方(案)について意見募集をしたところですが、ひとり親家庭支援施策の具体的な内容については、パブリックコメント実施結果なども踏まえお示しします。</p> <p>なお、意見募集の際の参考資料についてですが、厚生労働省が実施した平成28年度全国ひとり親世帯等調査によると、父子家庭の平均所得は母子家庭と比べ高いことから、ひとり親家庭の課題の一つとして所得が低いことの説明に際しては、母子家庭の所得のみを使用しました。</p>	C

相談支援の質の向上と効果的な情報提供に関すること

番号	意見	意見に対する市の考え方	市の考え方の区分
3	相談窓口で直接対応する職員の知識や情報の幅などの資質による格差をなくして、途切れることのない支援の体系を構築して頂きたい。 (その他同趣旨 2件)	職員一人一人がひとり親家庭の悩みに寄り添いながら的確に支援ができるように、各種研修などの充実により、知識の習得や傾聴スキルなどを身に着け相談支援の質の向上を目指します。 また、施策によってはひとり親家庭に認知されておらず、十分に利用されていないことから、メールマガジン等を活用しながら、タイミング良く情報を届けてまいります。	B
4	転職支援が平日か土曜しかやっていない。働いているので参加できない。 (その他同趣旨 1件)	ひとり親家庭の生活相談や就業相談を行う母子・父子福祉センターサン・ライブでは、就労等により日中に時間を作るのが困難な状況に配慮し、土曜、第2第4日曜日の開所のほか、毎週、水曜、金曜日については午後9時まで相談を受け付けているところです。	D
5	市の関係機関との連携だけでなく、ひとり親家庭を支援しているNPO法人や民間企業等との連携も強化していった方が良い。	ひとり親家庭に対する支援については、行政による支援の取組だけでなく、民間団体や企業等が有するノウハウを活用することにより、支援が充実するものと考えていますので、多様な団体との連携を進めてまいります。	C
6	SNSの情報発信等は良いと思うが、パソコンをインターネットに接続していないので、SNSだけの情報は受け取れない。	効果的な情報提供の取組については、SNSでの情報発信を検討するほか、引き続き、市政だよりや児童扶養手当の現況届の機会なども活用し、情報提供の充実に努めてまいります。	D

正規就労に向けた就労支援の強化に関すること

番号	意見	意見に対する市の考え方	市の考え方の区分
7	正規就労に向けた支援施策や、各種取組について賛同する。	ひとり親家庭の親の将来の自立に向けては、就労支援が重要であると考えますので、正規就労に向けた支援を強化してまいります。	B
8	就労支援、資格取得支援について、資格取得可能な職種を限定して就業支援を強化しているように見受けられる。国家試験資格に限られている点は改善すべきである。経験や興味に応じて生活を向上や自立につながるような支援へと切り替えてもらいたい。 (その他同趣旨 3件)	就職に必要な技能・資格等の習得の支援については、母子・父子福祉センターサン・ライブにおいて、パソコンや簿記講座、調剤管理士資格取得講座などを実施するとともに、自立支援教育訓練給付金の利用相談を行い、働く人の職業能力の向上を支援する多様な講座の受講を支援してします。 今後についても、母子・父子福祉センターサン・ライブの就労支援の機能を強化し、御本人の職歴や意向に応じた就労支援を実施してまいります。	D

9	各区役所に母子・父子福祉センターサン・ライヴと同様の機能を持たせるか、各区にサン・ライヴを設置すべきである。サン・ライヴに行く負担を減らして欲しい。	相談者の身近な場所で相談支援体制を整備することは非常に効果的と考えますが、各区に母子・父子福祉センターサン・ライヴを設置することは困難ですので、サン・ライヴの職員が身近な区役所等で出張相談や講座を開催することによりサン・ライヴ機能の強化を図ってまいります。	D
---	--	--	---

就労を支える子育て支援の充実に関すること

番号	意見	意見に対する市の考え方	市の考え方の区分
10	就労を支える子育て支援としての日常生活支援員の確保や一時保育などの利用料減免の取組に賛同する。	ひとり親の就労による自立に向けては、就労を支える子育て支援が重要であることから、取組を充実させてまいります。	B
11	日曜日はわくわくプラザが休日のため、ふれあい子育てサポート事業の利用を検討するが、1時間に掛かる費用など負担が大きいため、利用料の減免を検討して欲しい。	ふれあい子育てサポート事業は、子育てヘルパー会員と利用会員がそれぞれ会員登録をし、会員同士で育児援助活動を行う制度です。利用料金は活動報酬として会員同士でやりとりを行うため、利用料の減免は難しいものと考えます。	D

子どもの自立に向けた切れ目のない支援の実施に関すること

番号	意見	意見に対する市の考え方	市の考え方の区分
12	子どもの自立に向けた支援として、生活・学習支援などの取組をすることに賛同する。	ひとり親家庭の子どもの将来の自立に向けては、子ども自身が将来の目標を持ち、それを実現するための学力、自信や意欲、社会性を身に着けることが重要であると考えておりますので、支援を切れ目なく実施してまいりたいと考えています。	B
13	小学生を対象とした生活・学習支援について、市内3か所では近場になく、行くのに費用がかかる。各区1か所以上、川崎区に関しては各地区（川崎、大師、田島）で実施するべきだ。 (その他同趣旨1件)	ひとり親家庭の小学生を対象とした生活・学習支援事業については、平成29年10月から市内3か所でモデル的に実施したところでございますので、3か所での実施を継続しながら、効果や課題の検証を行い、今後のあり方を検討してまいります。	C
14	小学生の家庭への支援がなく困る。	小学生に対する支援について、平成29年10月から実施している生活習慣や学習支援の習得を目的とした生活・学習支援事業の今後のあり方を検討するとともに、新たに将来の高校進学を目標とした学習支援事業を実施してまいります。	C

親と子の自立につながる経済的支援の実施に関すること

(1) 高校生等通学交通費助成制度の創設

番号	意見	意見に対する市の考え方	市の考え方の区分
15	<p>高校を選ぶ際に、交通費をあまり重視しなくて良くなれば、学校の選択肢も広がる。志望する高校を決めるにあたり、交通費負担は大きく影響するため、通学費助成は大変助かる。</p> <p>(その他同趣旨 3 件)</p>	<p>子どもの将来の自立につながる経済的支援として、「高校生等通学交通費助成事業」について、平成31年4月実施に向けて取り組んでまいります。</p> <p>今後、認定基準などの具体的な制度設計を検討し、子どもの自立に向けた取組を進めてまいります。</p>	B
16	<p>小中学生も部活の遠征費や教育費(塾代など)がかかる。交通費の割引等の検討をしてほしい。</p> <p>(その他同趣旨 2 件)</p>	<p>生活保護世帯で小学校又は中学校に通学する児童生徒が、課外のクラブ活動を行うための費用を必要とする場合は、1学年ごとに規定する学習支援費の年間上限額の範囲内において、必要の都度、必要な額を援助しています。</p> <p>また、経済的理由により就学が困難と認められる市立小学校及び中学校の児童生徒の保護者に対しては、就学援助制度により、クラブ活動費なども含め援助を行っています。</p> <p>小中学生の学校外での学習支援については、生活保護受給世帯の中学生を対象に実施している学習支援・居場所づくり事業と連携し、平成31年度から学習の機会を提供してまいりたいと考えています。</p>	D
17	<p>フリースクール、通級指導教室へ通う子どもの増加から、通常学級以外の交通費を支給してほしい。</p> <p>(その他同趣旨 1 件)</p>	<p>川崎市就学奨励規則により就学援助費の支給対象者の認定を受けている児童生徒が、在籍校の適応指導教室「ゆうゆう広場」やフリースクール等に通うことを指導要録上の出席扱いとしている場合に限り、交通費等を補助しております。</p> <p>中学卒業後のフリースクールについては、「高校生等通学交通費助成制度」の中で検討してまいります。</p>	D
18	<p>特別乗車証の廃止と同時に代替の補助が出るのか。通学交通費負担など対応をお願いしたい。</p>	<p>今回の再構築においては、特別乗車証の見直しをするとともに、親と子の自立に向けたひとり親家庭支援施策の充実を図ってまいります。市バス特別乗車証交付事業に代わる制度としては、通勤手当が支給されていない方を対象に「通勤交通費助成制度」を、高校生等を対象に「高校生等通学交通費助成制度」を創設し、市バス以外の公共交通機関の利用についても助成の対象としてまいります。</p>	D

19	雨の日だけのバス代や自転車のみの通学も補助してほしい。	高校生等通学交通費助成制度は、子どもの将来の自立を支援するため、進学先の選択に交通費の負担が影響することのないよう通学定期券購入費用を助成するものですので、雨の日だけのバス代や自転車での通学に対する助成は対象外と考えています。	D
20	高校生の通学に限らず大学生・専門学生に対しても等しく交通費の支援をして頂きたい。JRに限らず私鉄にも導入しないと優遇を受けられない。	ひとり親家庭に対する経済的支援のあり方については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を対象とする児童扶養手当を基準と考えております。 なお、高校生等通学交通費助成事業については、市バス、民間バス、JR、私鉄等の公共交通機関全てを対象と考えているところです。	D

(2) ひとり親家庭等医療費助成の所得制限の緩和

番号	意見	意見に対する市の考え方	市の考え方の区分
21	所得制限の緩和に賛同する。 (その他同趣旨1件)	自立に向け取り組むひとり親家庭が、安定した生活を営んでいくためには、生活基盤を支え、健康面での安心の確保につながる取組が重要であり、自立に向け取り組む意欲を支えるため、親と子の医療費助成制度であるひとり親家庭等医療費助成の所得制限を緩和します。	B
22	児童扶養手当の所得制限を超えると児童扶養手当の支給は停止され、医療費助成も対象外となり、生活が苦しくなる。所得制限を超えたら全て打ち切るのではなく、もっと緩やかにしていく必要があるのではないか。 (その他同趣旨1件)	ひとり親家庭支援施策については、原則、児童扶養手当の所得制限に準拠して実施しており、就労収入の増加により児童扶養手当の支給が停止になった場合、他の制度も対象外となります。 こうした状況を受け、経済的支援が一度に全て無くなることによる不安や負担が自立の妨げにならないよう、ひとり親家庭等医療費助成の所得制限を緩和し、児童扶養手当の支給が停止になる場合でも一定の所得までは医療費助成の対象とし、ひとり親家庭の自立を支援してまいります。	B

23	所得制限の緩和ではなく所得制限を撤廃し、ひとり親家庭は助成してほしい。	ひとり親家庭の支援施策については、原則、児童扶養手当の所得制限に準拠して実施しており、経済的支援については、対象世帯の所得に応じて実施すべきものであると考えています。 そのため、所得制限は引き続き設けていく必要がありますが、自立に向け取り組むひとり親家庭が、安定した生活を営んでいくためには、生活基盤を支え、健康面での安心の確保につながる取組が重要であるため、今回のひとり親家庭支援施策の再構築において、ひとり親家庭等医療費助成の所得制限を緩和します。	D
24	医療費を20歳まで無料にしてほしい。	ひとり親家庭等医療費助成対象年齢については、児童扶養手当に準拠し、原則18歳までとしています。 高校卒業後は、就労する方もいるなど、ひとり親家庭の養育状況がさまざまであるため、一律に20歳まで拡大することは難しいものと考えています。	D

児童扶養手当受給世帯を対象とした市バス特別乗車証交付事業の廃止について

番号	意見	意見に対する市の考え方	市の考え方の区分
25	<p>特別乗車証の廃止に賛同する。 (その他同趣旨4件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別乗車証交付事業は、利用が市バスに限られることから活用できていない。公平な支援を望む。 廃止分を子どもの通学交通費助成にすれば、経済的支援として有効と考える。 利用者が一部のひとり親家庭である現状を考えると、今見直しをする方向性はとても意味がある。 	<p>ひとり親家庭に対する支援については、市バス特別乗車証交付事業の見直しを行いながら、親と子の自立を目標に支援施策を再構築します。 市バス特別乗車証交付事業に代わる制度としては、通勤手当が支給されていない方を対象に「通勤交通費助成制度」を、高校生等を対象に「高校生等通学交通費助成制度」を創設し、市バス以外の公共交通機関の利用についても助成の対象としてまいります。</p>	B

26	<p>特別乗車証の継続を希望する。</p> <p>(その他同趣旨 15 件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別乗車証を通勤に利用しているため、廃止により相当の経済的打撃を受ける。 ・買い物や子どもの習い事などに特別乗車証を利用していたため廃止に反対する。 ・半数以上が利用している事実や市バスが運行しているから住む場所を決めている人について、どう考えているのか。 	<p>特別乗車証交付事業は、市バスが利用できるか否かにより制度を利用できない方がいること、また、特別乗車証(定期券)を交付しているが、定期券を購入する必要がある頻度で使用している方が限られていることなどが課題と考えています。</p> <p>しかしながら、特別乗車証については、日常的に通勤や通学において利用している方もいることから、支援の低下につながらないように、利用実態なども踏まえ、本事業についての見直しを行います。</p> <p>見直しに際しては、利用目的を明確にし対象者を限定した上で、市バス以外の公共交通機関の利用についても助成することとし、通勤手当が支給されていない方を対象とした「通勤交通費助成制度」及び、「高校生等通学交通費助成制度」を創設してまいります。</p>	C
27	<p>廃止の判断にあたり、ひとり親家庭生活状況アンケートの回収率が低い。高い回収率にて行ったアンケート調査でのご判断をいただきたい。</p> <p>(その他同趣旨 2 件)</p>	<p>特別乗車証の利用状況についてのアンケート調査は、平成 23 年度、平成 27 年度、平成 28 年度、平成 30 年度と実施しており、利用状況の傾向については大きな変動が無いことを確認しています。また、アンケートの実施に際しては、多くの方から意見を伺うためサンプル抽出せず、支援の対象となる全世帯に個別の郵送により調査票を送付しています。</p>	D
28	<p>廃止までの期間が半年では納得できない。</p>	<p>今後のひとり親家庭支援のあり方の検討については、平成 28 年 3 月策定の第 1 期実施計画及び行財政改革プログラムに位置づけ、続く平成 30 年 3 月策定の第 2 期実施計画及び行財政改革プログラムにおいては、平成 30 年度に特別乗車証交付事業の見直しを含めた検討を行い、平成 31 年度から検討結果を踏まえた事業を推進することとしています。</p> <p>ひとり親家庭の自立を支援する施策の充実をできる限り早期に実施したく、この度、市バス特別乗車交付事業の見直しを含め平成 31 年度からのひとり親家庭支援施策の再構築の基本的な考え方(案)をお示ししたものです。</p> <p>市バス特別乗車証交付事業については、通勤手当の支給の無い方を対象とした「通勤交通費助成制度」と高校生等を対象とした「高校生等通学交通費助成制度」へと転換しますので、新たな制度の周知を丁寧に行ってまいります。</p>	D

29	<p>自己負担を導入しての民間バスへの拡大利用を希望する。 (その他同趣旨 5 件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者のフリーパスをひとり親も使えないか。 ・市内のバス会社共通で半額で乗車できる「ひとり親家庭パス」の発行を希望する。 ・市内各社共通バスでワンコインパスを希望する。 	<p>ひとり親家庭に対する支援については、親と子の将来の自立に向けた支援を行うことを目標に支援施策を再構築します。再構築に際しては、市バス特別乗車証交付事業については見直すこととし、ひとり親家庭の生活状況等も踏まえ、通勤交通費が支給されていない方に対し通勤交通費を助成する「通勤交通費助成制度」及び、高校生等の通学交通費を助成する「高校生等通学交通費助成制度」を創設し、市バスに限らず民営バス、鉄道など公共交通機関の利用に対する交通費を助成してまいります。</p>	D
----	--	--	---

その他

番号	意見	意見に対する市の考え方	市の考え方の区分
30	<p>全員が対象になる制度として、水道代の免除または減免を希望する。横浜市は実施している。 (その他同趣旨 2 件)</p>	<p>今回の再構築では、「親と子の将来の自立に向けた支援を行うこと」を主な目標とし、特に貧困の連鎖を断ち切るために、「子どもの対しての支援を重点化」していく必要があると考えておりますので、目標等を踏まえた取組を充実させてまいります。</p>	D
31	<p>国民健康保険の保険料と連動してほしい。医療費助成は受けていても計算方法が異なるせいで保険料負担が高いままになっている。これでは、助成されている意味が分からなくなる。 また、決定時期のずれを解消してほしい。 (その他同趣旨 1 件)</p>	<p>国民健康保険の保険料の軽減制度については、19歳未満の加入者数に応じた川崎市独自の軽減制度と、公費負担による低所得世帯に対する法定軽減制度の適用により、負担の緩和を図っています。 保険料の決定時期ですが、住民税の所得情報を基に決定しているため、毎年6月中旬に納付義務者宛てに「国民健康保険料納入通知書」を送付し、お知らせしています。 ひとり親家庭等医療費助成については、神奈川県から補助金を受けて川崎市独自の事業として実施しており、助成に当たっては、神奈川県の補助制度に基づき児童扶養手当に準拠した所得制限を設けております。そのため、医療証の交付（更新）に当たっては、8月から実施する児童扶養手当における現況届の審査状況を踏まえ事務を進めるため、11月から更新手続を開始し、12月中に翌年の医療証の交付を行っておりますので御理解ください。</p>	E

32	<p>利用児童が多く、わくわくプラザの部屋が窮屈であるため、定員制の導入など、就労していない親の子どもは利用の優先を下げていただきたい。</p> <p>低学年の間は保育園と同等の預かり時間で低価格での預け場所が欲しい。</p> <p>また、学校休業日の開設時間を7時からにして欲しい。</p> <p>(その他同趣旨1件)</p>	<p>わくわくプラザ事業は、全市立小学校で1年生から6年生までの全ての児童を対象として、定員を設けず、利用を希望する全ての児童を受け入れることとしており、校庭や体育館で遊んだり、プラザ室で工作や宿題をしたりして仲間づくりを行う他、おやつを提供も行っています。</p> <p>利用児童が多い場合には、学校との調整により学校施設を活用するとともに、必要な職員を配置することにより、利用児童の安全安心な居場所づくりに努めております。</p> <p>開設時間は、平日は18時までとし、費用も無料で実施しています。18時以降については、保護者によるお迎えが必要となりますが、月2,500円で19時まで開設しています。</p> <p>また、夏休み等の長期休業日については、8時30分の開設時間より前に、プラザ室前で開室を待っている児童の体調面や安全面に配慮し、課業日の登校時間等を考慮して、来年度から8時に開室できるように準備を進めてまいります。</p>	E
33	<p>水道料金の仕組について</p> <p>現在の川崎市水道局の料金は、16Lまでの使用量で最低料金となっているが、節水した分が費用に反映されない価格体系である。節水がもっと費用に反映されるような費用設定を検討いただきたい。</p>	<p>本市の水道料金は、公衆衛生上の配慮から一定水量内の料金を低廉かつ定額とする基本水量制を採用しています。</p> <p>しかしながら、水道普及率がほぼ100%に達し、公衆衛生の向上が図られたことや御意見にありますとおり、基本水量内の使用において、節水の効果が表れないといった課題があることから、平成22年の料金改定では、使用水量が8立方メートルまでの場合と8立方メートルを超え10立方メートルまでの場合の2段階の基本料金を一本化し、基本水量を8立方メートルに引き下げたところです。</p> <p>今後につきましても、水需要の動向を踏まえ、財政状況や低廉な生活用水に配慮しながら、基本水量の見直しについて慎重に検討してまいりたいと考えています。</p>	E
34	<p>児童扶養手当の支給対象年齢の拡大を希望する。</p>	<p>児童扶養手当制度につきましては、児童扶養手当法において、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童、又は20歳未満で政令の定める障害の状態にある児童を対象として手当を支給すると規定しています。</p>	E
35	<p>JR定期助成の所得制限の撤廃を望む。</p>	<p>JR定期券の割引は、民間企業であるJRで定めている割引制度のため、市で所得制限の撤廃はできないことを御理解ください。</p>	E

36	<p>不登校や通常学級に通うことが難しい子どもに関する支援の拡大について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の開設時間 ・対応する職員の知識や情報の幅、相談の種類、問題などで各窓口それぞれに担当が変わってしまう。 <p>途切れることのない支援の体系を構築して頂きたい。</p>	<p>総合教育センターでは、不登校を含めた教育に関わる相談窓口として、電話相談、24時間子供SOS電話相談、来所面接相談を実施しています。各開設時間は、電話相談は9:00~16:30と9:00~18:00の2回線、24時間子供SOS電話相談は24時間対応、来所面接相談は、塚越相談室・溝口相談室の市内2か所で9:00~17:00で実施しています。</p> <p>また、不登校の児童生徒の支援にあたっては、適応指導教室「ゆうゆう広場」を9:30~15:00に開設し、不登校家庭訪問相談を9:00~16:30で実施しています。</p> <p>相談員の研修を計画的に行うことや各相談窓口の連絡会議等を行うことで、支援の充実に努めています。</p>	E
37	<p>フリースペースえんは、税金が使われているが、ホームスクールや多くのフリースクールに通う子どもには、税金が利用されていない。</p> <p>フリースクールや（無認可、小規模の）プライベートスクールなどへの税金投与を推進するべきではないか。</p>	<p>本市では不登校の児童生徒が通う適応指導教室「ゆうゆう広場」を市内6か所に設置運営し、小集団による体験活動や創作活動等を通して、児童生徒のコミュニケーション力や自己肯定感等を高めることで、社会的な自立につながるよう支援を図っています。</p>	E
38	<p>ひとり親に限っては、大学、専門学校に至るまで給付型の奨学金も増やすべきである。現在の支援策は子どもの通う学校が文科省認可校に限られている。</p>	<p>本市では、ひとり親家庭に限らず、経済的な理由により修学が困難な大学生を対象に、奨学金制度を設けているところです。</p> <p>大学生については、学校教育法第83条に規定する大学に在学し、経済的な理由で修学が困難な大学生を対象に、貸与型（無利子）の奨学金制度を設けておりますが、国における大学奨学金事業や他都市の取組も踏まえながら、支給形態、資格要件、募集要件などの検討を進めてまいります。</p>	E
39	<p>保育料の無償化について、消費税増税に伴う国の政策であるが、国の政策が無くなっても市としては、ひとり親世帯だけは所得制限は設けずに無償化を実現していただきたい。</p>	<p>国は、平成31年10月の消費税増税と合わせて幼児教育無償化を実施することを表明していますので、国の方針に基づき、市としての取組を検討します。</p>	E

40	<p>就労についても、ひとり親への偏見等がだいぶ減ったが、未だ全く無くなったわけではない。</p> <p>ひとり親だから・その子どもだから人権は無いのだろうか？個人情報保護されないのだろうか？と思ったこともある。</p> <p>適切な認識にて、偏見等が無くなってほしいと切実に願う。</p>	<p>ひとり親家庭が働きやすく活躍できる職場づくりについては、関係局、関係機関等が連携し、啓発等を行ってまいります。</p> <p>また、ひとり親家庭の支援に際しては、十分に個人情報の保護した上で、関係機関と連携を図ってまいります。</p>	E
41	<p>マイクロファイナンスを柱に貧困削減に取り組んでいるグラミン銀行の構想とシェアハウスを同時にするような形としてひとり親家庭5～6家族と独居で暮らす年配層の方、皆で協力しながら暮らしを支え合えるモデルを構築してほしい。</p>	<p>ひとり親家庭が必要となる資金の貸付については、母子父子寡婦福祉資金貸付事業がありますので、制度の周知などに努めてまいります。</p> <p>また、ひとり親家庭の孤立を防止し、地域の中で互いに助け合い生活することは大変重要なことですので、本市においても地域包括ケアシステムの取組を推進してまいります。</p>	E
42	<p>子どもの社会経験、ひとり親や寡婦の心身体養を確保するため、休養・余暇施設の開設や現存民間施設の低金額利用制度を希望する。</p>	<p>今回お示ししたひとり親家庭支援施策の基本的な考え方（案）では、「親と子の将来の自立に向けた支援を行うこと」を主な目標とし、特に貧困の連鎖を断ち切るために、「子どもの対しての支援を重点化」していく必要があると考えておりますので、目標等を踏まえた取組を充実させてまいります。</p>	E
43	<p>車のない家庭もあるので、タクシー利用時も割引してほしい。</p>	<p>タクシー代の補助は、歩行困難な重度障害者に限定した福祉制度として実施していますが、ひとり親家庭に対するタクシー代の補助は難しいものと考えます。</p>	E
44	<p>古新聞を公的施設（児童館など）で収集し、申請した家庭が定期的に受け取りに行くなど、二次利用の新聞を家で読めるような仕組があれば、ぜひ利用したい。</p> <p>児童扶養手当世帯は、新聞をとる費用を我慢せざるを得ない。新聞をじっくり読むことで、社会情勢の理解が深まり、自分なりの感じ方や考えがでてきて、一市民としてどう社会とかかわっていくべきかと考えるようになる。</p>	<p>新聞二次利用に向けた古新聞の回収、希望世帯への配布等、図書館等の公共施設以外での新聞閲覧の取組を構築することは、難しいものと考えます。</p>	E
45	<p>フードバンクを希望する。</p>	<p>フードバンクは民間団体の自主的な支援活動ですが、活動の内容については、メールマガジン等でお知らせしてまいりたいと考えます。</p>	E

1 ひとり親家庭の現状と課題

(1) 本市のひとり親家庭数 ※母又は父と20歳未満の児童がいる世帯

	平成27年国勢調査	平成22年国勢調査	増減
母子家庭	7,323世帯	7,007世帯	+316世帯
父子家庭	1,305世帯	1,297世帯	+8世帯
合計	8,628世帯	8,304世帯	+324世帯

(2) 児童扶養手当の受給状況 (平成30年3月末日時点)
 ※所得制限あり、原則、子どもが18歳に達する日以後の最初の3月31日まで
ア 受給世帯 6,434世帯 (母子6,138世帯 父子262世帯 養育者34世帯)
 ※就労収入は増加傾向にあり、受給世帯は逡減傾向にある。
 (H28.3 6,797世帯、H29.3 6,560世帯)

イ 子どもの人数 9,184人 1世帯平均 1.4人

(3) ひとり親家庭の状況

ア 貧困率 (平成28年国民生活基礎調査)
 児童のいる世帯で比較すると母子家庭の所得は低く、また、ひとり親家庭の貧困率は、大人がふたり以上いる世帯の約5倍と高い。

(所得の状況)

	総所得	稼働所得(注)	その他の所得
児童のいる世帯	707.8万円	646.9万円	60.9万円
母子家庭	38% ↓ 270.3万円	33% ↓ 213.8万円	56.5万円

(注) 勤め先から支払いを受けた給料の合計金額をいい、税金や社会保険料を含む。

(貧困率の年次推移)

	H21	H24	H27
子どもがいる現役世帯	14.6%	15.1%	12.9%
うち 大人一人	50.8%	54.6%	50.8%
うち 大人が二人以上	12.7%	12.4%	10.7%

(注) 世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯

イ 就労状況 (平成30年5月 ひとり親家庭生活状況アンケート)
 就労率は約84%と高いが、そのうち、約58%はパート・アルバイトなどの非正規就労である。

ひとり親、とりわけ経済的に厳しい状況にある世帯の親は、生活全般に余裕がなく、子育てに手が回らないことなどにより、子どもの生活・学習習慣が身に着きづらい。

小学校の時点で学習につまずいてしまい、結果、将来の夢や目標を持ち、それを実現するための学力、自信や意欲、社会性が身に着かないことがある。

いわゆる貧困の世代間連鎖につながってしまう恐れがある

2 国における取組

(1) 子供の貧困対策に関する大綱について (平成26年8月29日閣議決定)

(抜粋)
 子供の貧困対策を進めるに当たっては、第一に子供に視点を置いて、その生活や成長を権利として保証する観点から、成長段階に即して切れ目なく必要な施策が実施されるよう配慮する。
 児童養護施設等に入所している子供や生活保護世帯の子供、**ひとり親家庭の子供など、支援を要する緊急度の高い子供に対して優先的に施策を講じるよう配慮する必要がある。**

(2) すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト

(平成27年12月21日「子どもの貧困対策会議」決定)

経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、**自立支援の充実が課題である。**

ひとり親家庭・多子世帯等自立支援策及び児童虐待防止対策の「施策の方向性」がとりまとめられ、支援施策を着実に実施するため、政策パッケージが策定された。

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト

- 就業による自立に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組を充実
- 具体的には、ひとり親家庭が孤立せず支援につながる仕組みを整えつつ、生活、学び、仕事、住まいを支援するとともに、ひとり親家庭を社会全体で応援する仕組みを構築

3 支援施策の基本的な考え方

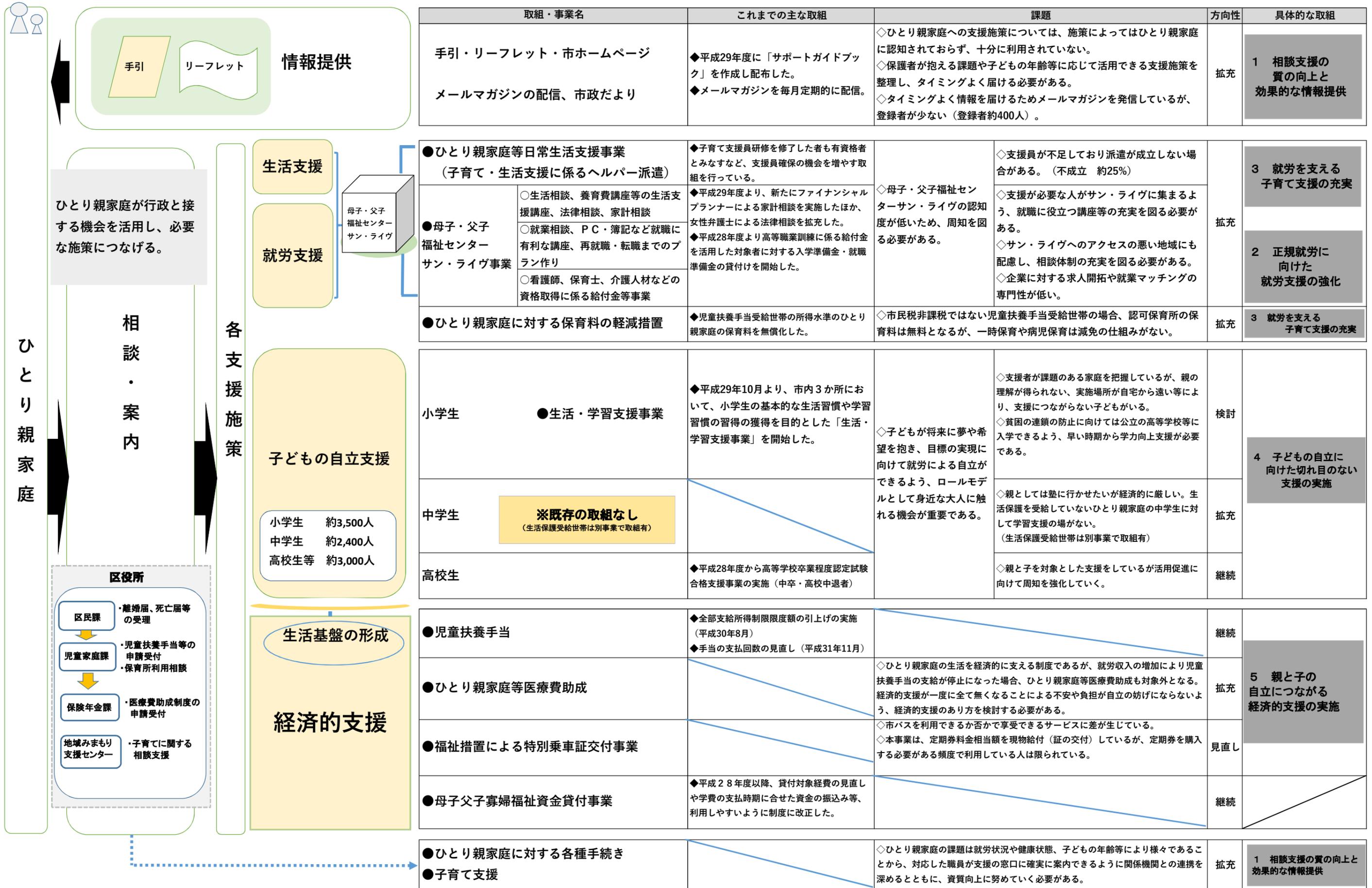
前提 ひとり親家庭全体が対象となる施策を行う

主な目標 親と子の将来の自立に向けた支援を行う

- ・親に対し、就労による自立を基本とする支援を行う。
- ・子どもに対し、将来の夢や目標を持ち、それを実現するための学力、自信や意欲、社会性を身に着けるための支援を行う。

重点 子どもに対しての支援を重点化する (貧困の連鎖を断ち切る)

4 ひとり親家庭支援施策の現状と課題



5 特別乗車証交付事業のあり方の検討について

(1) 福祉措置による特別乗車証交付事業の効果の検証

《概要》特別乗車証交付事業は昭和42年より実施している。交付対象者からの申請に基づき、交付された特別乗車証を提示することにより、川崎市営バスに無料で乗車できる定期乗車券を交付する事業であり、児童扶養手当を受給している者の属する世帯のうち一人に交付している。(平成29年度配布数3,990枚)

特別乗車証単価 月額 8,740円/枚 年額 104,880円/枚 平成30年度予算額 388,521千円

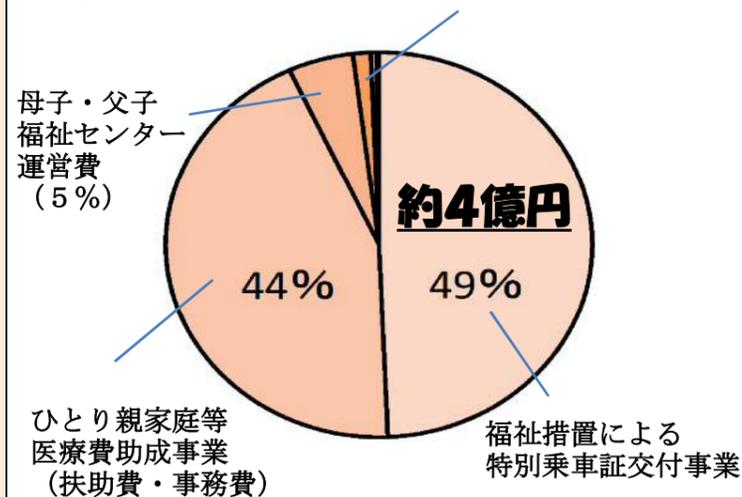
《ひとり親家庭支援事業費に占める割合》

【ひとり親家庭支援事業費 約8億円】

一般財源ベース

※法定受託事務(児童扶養手当)除く

- ①高等職業訓練促進給付金等事業費(1.3%)
- ②ひとり親家庭等生活・学習支援事業(0.4%)
- ③ひとり親家庭等日常生活支援事業費(0.06%)



ひとり親家庭に対する支援施策の総事業費約8億円のうち半分は利用者の限られた、特別乗車証交付事業が占めている。

《事業の実施効果》

平成29年度
交付実績



(利用頻度)

ほぼ毎日	28.8%
月1日程度	18.4%
月2~3日	17.8%
週1~2日	15.9%
週3~4日	13.4%
無回答	5.7%

(ほぼ毎日利用している人の利用目的)

通勤	53.3%
通学	45.2%
買い物	0.6%
就職活動	0.6%
その他	0.3%
レジャー	0.0%
通院	0.0%
無回答	0.0%

(利用していない理由)

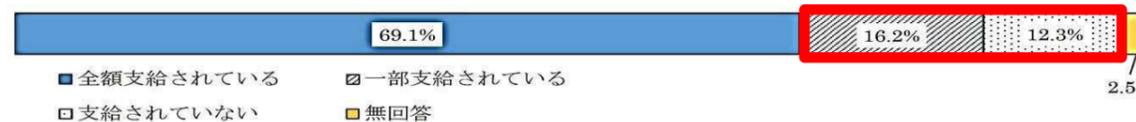
バスを利用しない	45.1%
民営バスのみを利用	19.8%
制度を知らない	15.2%
その他	14.5%
無回答	5.4%

・対象者の6割が交付を受けているが、利用頻度を見ると、定期券を購入する必要がある利用は3割程度であり、ほぼ毎日利用している人の利用目的は「通勤」又は「通学」である。

・バスを利用していない人や、民営バスのみを利用しているなどにより、制度を利用していない人が4割程度いる。

(通勤手当の支給の状況)

通勤手当は、職場から支給されることが一般的であるが、非正規就労の割合が高いひとり親家庭においては、必ずしも職場から支給されておらず、約3割は通勤交通費の自己負担が生じている。



全額支給されている 913 (69.1%)、一部支給されている 214 (16.2%)、支給されていない 162 (12.3%)、無回答 33 (2.5%)

(平成30年度 子ども家庭課調べ)

【特別乗車証交付事業の課題】

- 市バスを利用できるか否かで享受できるサービスに差が生じている。
- 「通勤手当が支給されていない人」及び「通学交通費」については、特別乗車証は有効であるが、市バス以外の交通手段への対応はできない。
- 本事業は、定期券料金相当額を現物給付(証の交付)しているが、定期券を購入する必要がある頻度で利用している人は限られている。

特別乗車証交付事業は、利用実態を踏まえ、ひとり親家庭の自立につながる事業に見直しを行う必要がある。

(2) 市民意見等について

市民や当事者団体の意見を通じて特別乗車証交付事業の利用実態やひとり親家庭の生活実態がより明らかになった。

- ◆ひとり親家庭ではパート・アルバイト等での就労を余儀なくされ、通勤手当が支給されないことで家計が圧迫されている事例も多い。
- ◆高校生の通学費助成は有効だが、子どもが高校生になる前の現在の生活が厳しい実態がある。

通勤手当の支給のない児童扶養手当受給(一部支給)世帯の状況(モデルケース)

- ・就労収入 213万円未満 ※母子家庭の平均就労収入 月収 17.7万円
- 児童扶養手当月額 34,260円(子1人)
- 通勤(特別乗車証利用) 8,280円(バス定期代相当額)

特別乗車証を廃止した場合、通勤費を捻出するために、生活基盤を支える児童扶養手当の約24%に相当する新たな負担が生じる。

通勤手当が出ないパート・アルバイト就労等のひとり親に対して、新たな経済的負担を負わずに就労を継続しながら、正規就労へステップアップできるよう支援する必要がある。

《市バス特別乗車証交付事業の見直しについて》

市バス特別乗車証交付事業については、支援施策の基本的な考え方及び市民意見等を踏まえて、次のとおり対象者を限定した上で、市バスに限らず公共交通機関を利用した交通費を助成する事業に転換する。

- ◆ひとり親の就労による自立に向けて、通勤手当が支給されない者に対して、市バスに限らず、鉄道等を含め公共交通機関を利用した通勤交通費の実費について助成する。(上限 8,000円/月)
- ◆子どもの将来の自立に向けた取組について重点化を図るため、児童扶養手当受給世帯の高校生等を対象として、市バスに限らず鉄道等を含めた公共交通機関を利用する通学定期券相当額について助成する。(当面は上限を設定しない)

6 平成31年度以降の実施に向けたひとり親家庭支援施策の再構築について

前提 ひとり親家庭全体が対象となる施策を行う **主な目標** 親と子の将来の自立に向けた支援を行う **重点** 子どもに対しての支援を重点化する。

(1) 相談支援の質の向上と効果的な情報提供

① 相談支援の質の向上と関係機関の連携強化

- ◆ 支援者向け研修の効果的な実施
- ◆ 関係機関との連携会議の充実
- ◆ 民間団体や企業等との連携の推進

② 効果的な情報提供に向けた取組の充実

- ◆ ひとり親家庭の課題に寄り添った、わかりやすい手引・リーフレットの作成
- ◆ 児童扶養手当申請必要書類案内・リーフレット等の多言語への対応
- ◆ SNSでの情報発信及び発信内容の充実

(2) 正規就労に向けた就労支援の強化

① 母子・父子福祉センターサン・ライヴの機能強化

ア サン・ライヴの機能の活用を促進する取組の強化（平成31年度から）

- ◆ ひとり親家庭の身近な相談窓口として、就労や生活課題の解決に向け、効果的な講座の開催や相談事業の充実を図る。
 - ・出張相談、ニーズの高い講座の出前実施

イ 各就職支援機関との連携強化による就労促進

- ◆ サン・ライヴにおいて、ひとり親家庭の悩みや相談を聞きながら、ひとり親家庭が抱える固有の課題の整理を行った上で、「キャリアサポートかわさき」「だいJOBセンター」など各就職支援機関につなげていく役割を強化し、自立による就労支援を促進する。

ウ 資格取得支援の取組の強化

- ◆ サン・ライヴにおいて実施する看護師・介護士等の資格取得などの就業支援講習会の広報や内容を一層充実させる。
- ◆ 資格取得に係る給付金事業の利用者等の状況に応じて、市が行う看護師・介護士等に関する就職説明会の開催情報等をきめ細やかに周知する。

(3) 就労を支える子育て支援の充実

① 日常生活支援員確保に向けた取組強化

- ◆ 育児援助を行いたい人と受けたい人が相互に会員登録を行い、育児援助活動を行う、ふれあい子育てサポート事業と連携を図りながら、日常生活支援員の確保に向けた広報を強化する。

② 一時保育、病児・病後児保育の利用料金の減免の実施（平成31年4月から）

- ◆ 児童扶養手当受給世帯の一時保育事業等の利用料金について、市民税非課税世帯に準じた利用料金体系とする。
 - 〔一時保育〕 利用料金を免除
 - 〔病児・病後児保育〕 利用料金を2,900円から1,000円に減免

(4) 子どもの自立に向けた切れ目のない支援の実施

① 小学生を対象とした生活・学習習慣等の習得支援（継続実施）

- ◆ 平成29年10月から市内3か所で実施する小学生を対象とした「ひとり親家庭等生活・学習支援事業」については、効果や課題を検証の上、今後のあり方を検討する。

② 小・中学生を対象とした学習支援の実施（平成31年度から）

- ◆ ひとり親家庭等の小学生（高学年）及び中学生を対象とした学習支援事業について、生活保護受給世帯の中学生を対象とした学習支援・居場所づくり事業と連携しながら平成31年度から順次実施する。

③ 中高生に対する就労セミナー等の実施（平成31年度から）

- ◆ ひとり親家庭の中高生に対して、働くロールモデルとなる大人や職業に触れる機会を提供し、子ども自身が将来に夢や希望を抱き、目標の実現に向けた進路選択をできるように、就労セミナーや就労体験の取組を実施する。

(5) 親と子の自立につながる経済的支援の実施

① 通勤交通費助成・高校生等通学交通費助成制度の創設（平成31年4月から）（児童扶養手当受給世帯に対する市バス特別乗車証交付事業の見直し）

- ◆ ひとり親の就労による自立に向けて、児童扶養手当受給世帯の親の通勤交通費が支給されない者に対して、市バスに限らず、鉄道等を含めた公共交通機関を利用する通勤交通費の実費負担相当額について助成する。
 - ※市バス6か月定期相当額である月額8,000円を上限とする

- ◆ 子どもの将来の自立に向けた取組について重点化を図るため、児童扶養手当受給世帯の高校生等を対象として、市バスに限らず鉄道等を含めた公共交通機関を利用する通学定期券等相当額について助成する。
 - ※子どもに対しての支援を重点化するため、当面は上限を設定しない

② ひとり親家庭等医療費助成の所得制限の緩和（平成32年1月から）

- ◆ 自立に向け取り組むひとり親家庭が、安定した生活を営んでいくためには、生活基盤を支え、健康面での安心の確保につながる取組が重要であり、自立に向け取り組む意欲を支えるため、親と子の医療費助成制度であるひとり親家庭等医療費助成の所得制限を緩和する。

〔親1人子ども1人の場合の所得制限に係る収入の目安〕
365万円から420万円に緩和

7 ひとり親家庭支援施策の再構築後の主な制度変更について

1 一時保育、病児・病後児保育の利用料金の減免の実施（平成31年4月から）

■一時保育事業

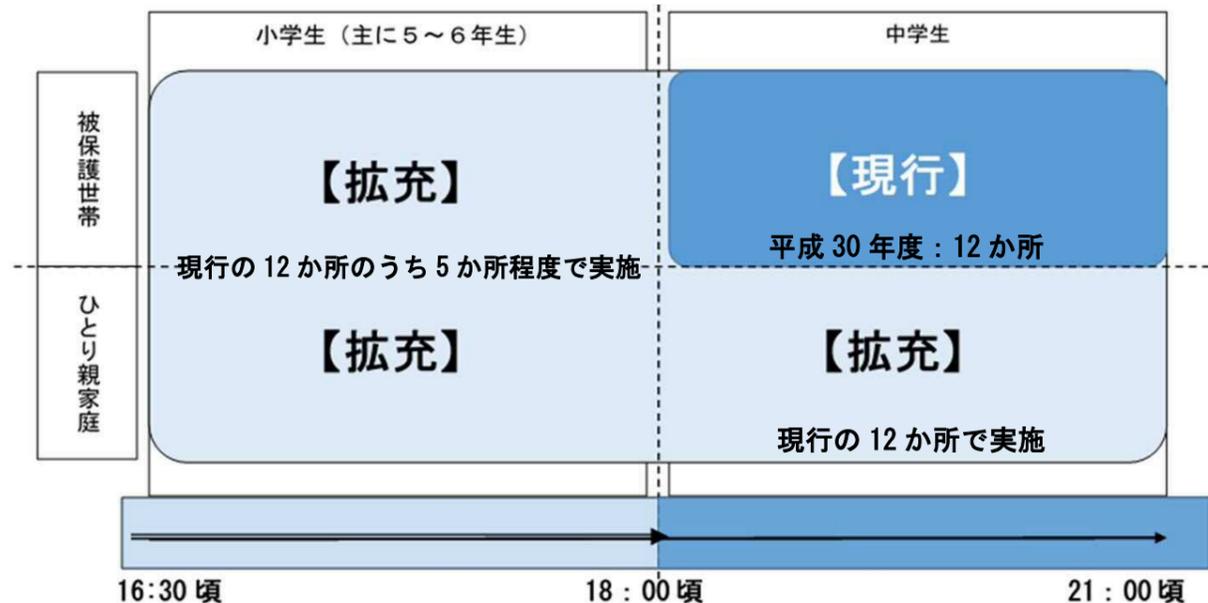
年齢区分	利用料(日額)		
	被保護世帯	市民税非課税世帯	一般
1歳未満児	0円	0円	2,900円
3歳未満児	0円	0円	2,500円
3歳以上児	0円	0円	1,500円

利用料(日額)		
児童扶養手当受給世帯		0円
		0円
		0円
利用料(日額)		
児童扶養手当受給世帯		1,000円

■病児・病後児保育事業

全年齢	利用料(日額)		
	被保護世帯	市民税非課税世帯	一般
	400円	1,000円	2,900円

2 小・中学生を対象とした学習支援の実施（平成31年度から）



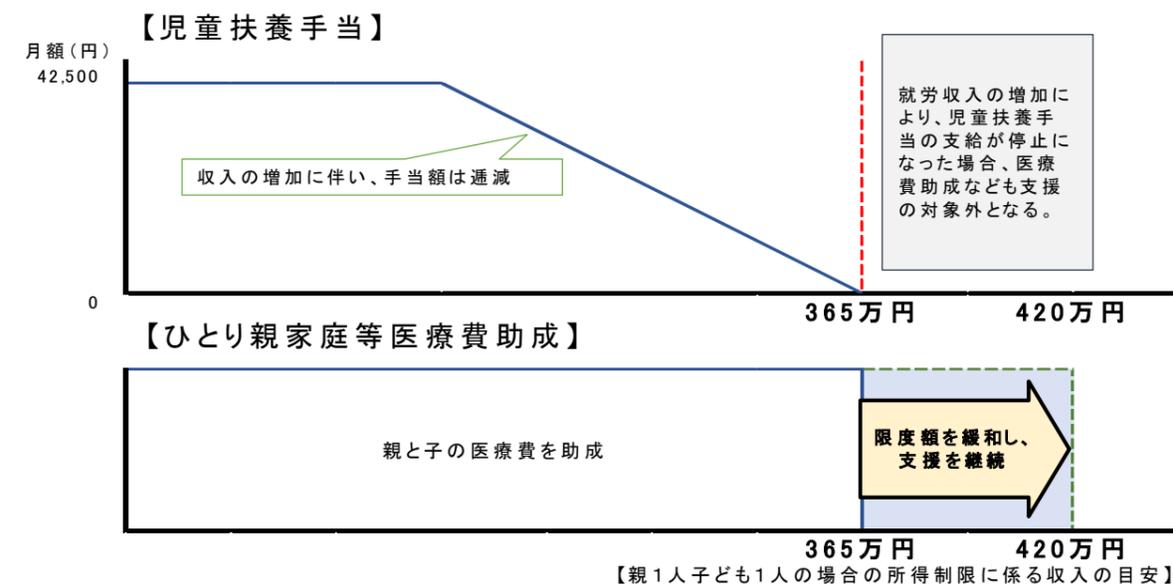
3 通勤交通費助成・高校生等通学交通費助成制度の創設（平成31年4月から）

		市バス特別乗車証	
対象者 (児童扶養手当受給世帯)		親・子 (家庭で1枚に限る)	
利用目的	通勤	通勤手当支給	○
		通勤手当不支給 (一部不支給も含む)	○
	通学	○	○
	その他	○	○
対象交通機関	川崎市バス	○	○
	民間バス等 ※4	×	○
	鉄道 (JR・私鉄等) 等 ※5	×	○
限度額等		乗車証配付	
制度の併用		○	

新制度※2	
通勤費助成 (償還払)	通学費助成 (償還払)
親	高校生等 ※3 (全員が対象)
×	
○ (経路・距離等認定条件あり)	○ (経路・距離等認定条件あり)
×	×
○	○
○	○
8,000円/月 (市バス定期券相当)	当面なし (制度存続に必要な場合は検討)
	○

- ※1 ○：適用 ×：非適用
- ※2 被保護世帯除く
- ※3 高等学校 (定時制含む)・特別支援学校の高等部・高等専門学校 (1～3学年)・専修学校 (高等課程) 等で児童扶養手当支給要件に該当する児童
- ※4 市外の民間・公営バス等含む (普通料金のみ)
- ※5 市外の鉄道・モノレール等含む (普通料金のみ)

4 ひとり親家庭等医療費助成の所得制限の緩和（平成32年1月から）



◎所得限度額

扶養人数	現行制度		制度拡充後	
	収入額 (目安)	所得限度額	収入額 (目安)	所得限度額
0人	3,114,000円	2,000,000円	3,725,000円	2,440,000円
1人	3,650,000円	2,380,000円	4,200,000円	2,820,000円
2人	4,125,000円	2,760,000円	4,675,000円	3,200,000円
3人	4,600,000円	3,140,000円	5,150,000円	3,580,000円

8 ひとり親家庭支援施策の再構築スケジュール(案)

